

平成 27 年度税制改正に関する意見書

近畿税理士会

目 次

ま え が き	1
---------------	---

【主要意見項目】

I 所得稅	
人的控除の整理	3
III 法人稅	
法人稅率の引下げ	4
III 消費稅	
輕減稅率は導入すべきでない	5
IV 共通	
今後の稅制の考え方	7

【その他意見項目】

I 所得稅	
1. 医療費控除の廃止	8
2. 年金に対する課稅の見直し	8
3. 事業用減価償却資産の長期讓渡所得の見直し	8
4. 青色專従者給与の形式的適用要件の見直し	9
5. 早生まれの者に対する扶養控除等の適用の是正	9
6. 特定役員退職手当等における役員等勤続年数の見直し	10
7. 寄附金控除の見直し	10
8. 純損失・雜損失の繰越期間の延長	10
9. 居住用財産の讓渡損失の損益通算及び繰越控除の「住宅借入金等」要件の撤廃	11
10. 年末調整制度の見直し	11
11. 公營競技の払戻金の課稅方法の検討	11
II 法人稅	
1. 受取配当等の益金不算入割合の引上げ	12
2. 繰越欠損金の控除制限は慎重に検討すべきである	12
3. 試験研究費に係る稅額控除限度超過額の繰越期間の延長	12
4. グループ法人稅制における親族の範囲の見直し	13
5. グループ法人稅制における買換えの圧縮記帳制度の見直し	13
6. 連結納稅制度の改正	14
7. 外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度の見直し	15
8. 取立不能見込額の損金算入制度の創設	15
9. 退職給付引当金の損金算入	15

10. 賞与引当金の損金算入	16
Ⅲ 相続税	
1. 贈与税の連帯納付義務の見直し	16
2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置制度の廃止	17
Ⅳ 消費税	
1. 納税義務の判定の見直し	17
2. 免税取引の範囲の見直し	18
3. 電子商取引についての消費税の取扱いの明確化	18
4. 仕入税額控除の適用関係の整備	19
5. 消費税の還付スキーム対策の対象となる調整対象固定資産の範囲の見直し	19
6. 簡易課税制度の見直し	20
7. 消費税の滞納防止策	20
Ⅴ 地方税	
1. 住民税	
(1) 道府県民税の均等割二重課税の廃止	21
(2) 法人住民税の均等割に係る資本金等の額の見直し	21
2. 事業税	
個人事業税における事業主控除額の引上げ	22
3. 固定資産税	
(1) 固定資産税額の税額計算の明示	23
(2) 償却資産に係る固定資産税の見直し	23
(3) 固定資産税における家屋の評価方法の見直し	24
4. その他	
事業所税の廃止	24
Ⅵ 税務行政	
1. 電子商取引における課税の適正化	25
2. 電子申告の利便性の向上施策	25
3. 個人番号制度の導入にあたって整備すべきこと	25
Ⅶ 印紙税	
印紙税の見直し	26

ま え が き

1. 意見表明の趣旨

税理士は、税務の専門家として納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考えをよく知る立場にある。特に中小企業者に関しては、決算や申告業務を通じて、その経営状況を知るだけでなく、税制の実際の効果や影響及びその問題点を目の当たりにする。このような職業専門家が、納税者の意見を代弁するとともに、専門家の視点から税制に対する見解を表明することには大きな意味がある。

また、わが国が直面する重要な課題は、日本経済の再生、少子高齢化による社会保障費の増大への対応、格差の拡大の是正、さらには安定的な財源の確保などが挙げられる。これらはいずれも喫緊の課題である。これらの課題に、税制がどのように関わるべきか、あるいはどのような対応策を講ずるべきかを検討し、その結果を表明することも、我々税理士の専門家としての責任である。

このような趣旨から、近畿税理士会は、税制改正に対する最近の動向を踏まえたうえで、現在の税制の問題点、あるべき税制の姿につき十分な検討を行い、税理士法 49 条の 11 の趣旨に基づき、ここに平成 27 年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

2. 基本的な視点

平成26年度税制改正大綱では、「デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置」が講じられるとともに、「税制抜本改革の着実な実施」策が講じられることとされた。その中で特筆すべきは、消費税の軽減税率の導入が明記されたことである。

近畿税理士会は、これまで消費税の複数税率化の問題を指摘し、強く反対を表明してきた。また日本税理士会連合会だけではなく、多くの事業者団体もこれに反対していた。それにもかかわらず、なぜ軽減税率が大綱に示されることになったのであろうか。今回の意見書の作成は、その理由を検討することからスタートした。そして、軽減税率については、事業者ではなく、実際に税を負担する者に、その本質や問題が正しく伝わっていないとの考えに至った。

そのため今回の意見書は、あらゆる項目につき、日常的に税に接する事業者の視点からの問題の指摘はもちろんのこと、税を負担する者、すなわち国民への影響と、その国民の目線からの問題を考慮して作成することとした。

その結果、軽減税率にはやはり問題があることを確認した。またその他に「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置制度の廃止」、「消費税の滞納防止策」等の新たな意見項目を追加した。

次に、平成26年度税制改正大綱では、今後の税制改正の考え方として、① 経済情勢への適切な対応、② 財政健全化を確保しつつ社会保障分野等の財源の確保、③ 格差の是正、④ 税収が安定的な地方税体系の構築等が挙げられている。これらの考え方について本意見書は、税は税の役割を果たすべきとの基本的視点で検討した。税には公共サービスの資金調達という本来の役割がある。多くの政策税制は、税を複雑化するだけでなく、税本来の機能を損なう可能性があることを指摘し、新たな意見項目を追加した。

さらに、すべての項目につき、税制の基本である「公平・中立・簡素」の三要素からの検討

を忘れないように心がけた。

今回の意見書はこれらの要素を基に、これまでに引き続き、次の5つの「基本的な視点」から種々の意見を検討し、その結果を表明することとした。

(1) 公平な税制であること

税制が公平であることは、税の基本である。ただ、公平の概念は一つではない。大別すると、水平的公平、垂直的公平のいずれに軸足を置くかによって、そのあるべき姿が異なることとなるが、現実には両者のバランスのとれた税制を目指すほかはない。またそのバランスはでき得る限り客観的な立場で検討しなければならない。

(2) 理解と納得のできる税制であること

税は納税者が負担するものである。申告納税制度は、その根幹に関わる制度であり、租税法律主義の下、納税者は租税法規の第一義的解釈権を有する。このため、税制は、複雑なものであってはならない。例えば誰がみてもわかる法文にするなど、納税者が理解し納得できる税制であることが重要である。

(3) 納税事務負担が相応なものであること

申告納税制度の下では、納税者自らが申告書を作成するのであるから、納税者には納税のための事務負担が生じる。とはいえそれは、納税者に過度な負担となるものであってはならず、できる限り必要かつ最小になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制であること

税制は、経済社会の構造変化や取引形態の変化に、常に適切に対応していく必要がある。また、これまで妥当とされた取扱いであっても、その時代に適合しないと判断されるものについては、速やかに改正あるいは廃止されるべきである。

(5) 税務行政は透明であること

税務行政は、納税者の税制への信頼を得るために、透明であることが必要不可欠である。そのためには、税務行政手続に関する規定をさらに充実させる、あるいは納税者憲章を制定するといった措置を講じるべきである。

3. 本意見書の構成

本意見書では、共通1項目（うち主要意見1項目）、所得税12項目（うち主要意見1項目）、法人税11項目（うち主要意見1項目）、相続税2項目、消費税8項目（うち主要意見1項目）、地方税7項目、税務行政3項目、印紙税1項目の合計45項目からなっている。

《凡例》

1 法令及び通達の略語は、次による。

(法令)

所法・・・所得税法

所令・・・所得税法施行令

所規・・・所得税法施行規則

法法・・・法人税法

法令・・・法人税法施行令

相法・・・相続税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

印法・・・印紙税法

地方法・・・地方税法

措法・・・租税特別措置法

2 条文の符号

1、2＝条の番号

①、②＝項の番号

一、二＝号の番号

主要意見項目

I 所得税

人的控除の整理

人的控除については、税と社会保障との役割を明確にする意図から、次のような改正を行うべきである。

- (1) 社会保障の機能を持つ障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除については社会保障制度として適切な財政措置を講じたうえで廃止すること。
- (2) 年少扶養親族についても扶養控除の対象とすること。 (所法 79～82, 84)

【理 由】

(1) について

税と社会保障については、それぞれの特性に応じたその役割を明確にすべきである。その意図から、社会保障の機能を持つとされる特別な人的控除（障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、各種加算措置）は、強行性、外観性、形式性及び中立性といった税の特質を考えた場合、税制で措置するのではなく本来の社会保障制度に委ねることが望ましい。

したがって、これらの特別な人的控除については社会保障制度として適切な財政措置を講じたうえで廃止すべきである。

(2) について

扶養控除については、「控除から手当へ」の政策実現の過程で、なし崩し的に縮減が行われてきた。ことに平成 22 年度税制改正においては、子ども手当の創設に伴い人的控除の年少扶養控除が廃止された。しかし、平成 24 年度には子ども手当が廃止（児童手当へ改組）されたにも関わらず、年少扶養控除は廃止されたままである。そもそも扶養控除は各個人の担税力を反映する要素の 1 つである。年少扶養控除を認めないということは、子育て世帯の担税力を無視するということであり、扶養控除の趣旨そのものに反する。

したがって、年少扶養親族についても扶養控除の対象に含めるべきである。

II 法人税

法人税率の引下げ

わが国経済の国際的な競争力の低下及び産業の空洞化を防止する観点から、法人税率を引き下げるべきである。 (法法 66)

【理由】

わが国における法人税の実効税率は 35.64%である。これに対して諸外国の実効税率はフランス 33.33%、ドイツ（全ドイツ平均）29.55%、中国 25.00%、韓国（ソウル）24.20%、イギリス 24.00%、シンガポール 17.00%、アメリカ（カリフォルニア州）は 40.75%であり（財務省 HP：「法人所得課税の実効税率の国際比較」より）、とりわけアジアにおける日本の実効税率は高い設定となっている。

このため、内国企業の国際競争力を高め、国外企業を日本に呼び込むために、法人税率を引き下げるべきである。

Ⅲ 消費税

軽減税率は導入すべきでない

軽減税率は導入すべきでない。

【理由】

平成 26 年度税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度を社会保障と税の一体改革の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する」旨が明記された。

軽減税率は、消費税のいわゆる逆進性の問題の解決策としてその導入が検討されているものであり、国民の多くはこれを好意的に受け止めているようである。これは、食料品を始めとする生活必需品に係る税率が低く抑えられ、日常の消費支出の上昇を抑制する効果を期待したからだと思われる。

しかし、実際には軽減税率を導入しても逆進性は必ずしも解決されるとは限らず、むしろ、以下に示すような問題が新たに生じる。また、これらの問題について、国民に対し丁寧な説明がされ、あるいは国民がこの問題を十分に理解している状況にはない。

軽減税率の問題は既に導入している諸外国の例を見れば明らかである。そしてこれらの国では、軽減税率制度の欠陥が指摘され、その見直しが行われようとしている。

これらの理由から軽減税率制度の導入に反対する。

(1) 競争中立性が阻害される問題

軽減税率の導入による複数税率化は、消費者の購買品の選択に影響を及ぼす。仮に同じ商品が、その販売形態や販売個数といった形式的な要件で区分された場合、軽減税率を適用された販売形態の商品が選択される可能性が高くなる。そのことは、税制が消費者の選択に介入することと同義であり、経済活動に対する税制の競争中立性を阻害することとなる。

(2) 財源調達機能を損なう問題

軽減税率を導入すると、対象となった品目に対応する税収が減少する。消費税率の引上げは、不足する社会保障費の財源を確保するためであるが、軽減税率を導入すると、その確保すべき財源が減少することとなる。その補填策として、仮に軽減税率の対象とならなかった品目の標準税率を、さらに引き上げるといふのであれば、結局消費者がその負担をすることになりはしない。あるいはその補填を、年金の支給額や、老人医療・介護に要する国庫負担額の抑制に求めるのであれば、年金受給者や高齢者等からの反発も必至である。

このように、軽減税率を導入することは、消費税率を引き上げることで社会保障費の安定財源を確保することを至上命題として掲げた「社会保障・税一体改革」の趣旨に沿わないばかりか、その計画を根本から揺るがすことになりかねない。

(3) 再分配政策としての実効性の問題

軽減税率は、すべての者に等しく適用される。そのことは、再分配の対象者を低所得者に限定できないことを意味する。つまり、低所得者層の逆進性を緩和すべき施策の恩恵を、高所得者も享受することとなる。

例えば食料品に対する支出は、高所得者の方が低所得者より多額になる傾向にある。この

ため仮に、食料品を軽減税率の対象とした場合、高所得者により有利に働くことになり、再分配施策としての効果は限定的になると言わざるを得ない。

(4) 社会的コスト増加の問題

軽減税率導入により税率が複数化すれば、納税義務者である事業者の事務負担（対象品目の仕分け、レジシステムの変更や取替、請求事務・経理処理の複雑化等）は増加する。

また、軽減税率の生活必需品を装った租税回避や、軽減税率が適用される事業者の還付申告等に対し、課税庁は適切に対応する執行体制の整備をしなければならず、行政コストの増加も必然となる。

(5) 区分の困難性の問題

軽減税率を導入する場合に、対象となる品目を合理的に区分することは困難である。例えば、食料品に限るとしても、その食料品が家畜の飼料となる場合、あるいは医薬品等の材料になる場合等、どこまでを軽減税率で対応させるのかを決めることは相当に難しい。

仮にこれを法令で対応するというのであれば、法令が複雑になることはもちろん、詳細な通達の整備が必要となり、税制がますます複雑なものとなることは避けられない。さらに、軽減税率の適用範囲の是非認を巡る税務訴訟等の増加や、適用範囲の選定において各種業界団体から圧力が生じることも併せて懸念される。

IV 共通

今後の税制の考え方

今後の税制改正にあつては、租税特別措置をできる限り縮減・廃止し、やむを得ず政策税制を取り入れるのであれば、税率の引下げ、基礎控除の見直し等のシンプルな方策で対応すべきである。

【理由】

税は、公平、中立、簡素なものでなければならない。ところが、近時の税制は、社会保障あるいは景気調整といった名目で、複雑な政策税制が数多く取り入れられている。これらの多くは、特定の者に限って特典が付与される制度であり、税の公平や中立性の観点からは問題があると考えられる。また、租税特別措置の複雑さは、簡素の観点に反するものであるといえる。さらに、その制度の有効性は、多くの場合必ずしも実証されているとはいえない。

税には、公共サービスの資金調達という本来の役割がある。無用な政策税制は、税の本来の役割を阻害する。したがって、これからの税制改正にあつては、効果の実証されない租税特別措置を、思い切って縮減・廃止すべきである。

なお、政策税制をやむを得ず取り入れる場合には、その実効性を十分に検証したうえで、その適用がある程度公平に、しかも簡素になるよう、税率の引下げや基礎控除の見直しといったシンプルな方策で対応すべきである。

その他意見項目

I 所得税

医療費控除の廃止

1. 医療費控除は、段階的に縮減した後、将来的には廃止すべきである。 (所法 73)

【理由】

医療費控除は、多額の治療費等が納税者の担税力を著しく阻害するという観点から設けられた制度である。

しかし、この制度は、累進税率の効果により高額所得者がより大きな負担調整を受けられるといった、社会保障制度としてはふさわしくない面がある。

したがって、医療費控除は廃止すべきであり、この問題は、社会保障政策で対処することが望ましい。なお、完全に廃止するまでの措置として、その控除額を段階的に縮減すべきである。

年金に対する課税の見直し

2. 年金に対する課税は、年金収入に応じた負担となるよう、次のように見直すべきである。

(1) 公的年金等控除額の年齢による差異をなくすこと。

(2) 公的年金等控除額の上限を設定すること。 (所法 35, 措法 41 の 15 の 3①)

【理由】

公的年金等への課税は、拠出時に社会保険料控除として全額控除され、給付時に公的年金等控除が適用されることで、給付時課税であるにもかかわらず実質非課税であるといえる。また、社会保障費増大への対策はわが国の喫緊の課題である。

したがって、公的年金等控除額の年齢による差異をなくし、その上限を設定するなどの見直しを行い、高齢者にも年金収入に応じた負担を求めべきである。

事業用減価償却資産の長期譲渡所得の見直し

3. 事業所得又は不動産所得の業務の用に供される減価償却資産を譲渡した場合の長期譲渡所得については、2分の1課税の対象外とすべきである。 (所法22②二, 33③二)

【理由】

事業所得又は不動産所得の業務の用に供される減価償却資産については、事業者は毎年の減価償却計算により、その取得価額や減価償却費、帳簿価額を把握している。また、その取得価額は、減価償却費として各年分の所得計算に適切に配賦されるため、一定の自己金融効果もある。

このような仕組みで事業用減価償却資産が管理されている以上、仮に譲渡益が生じた場合においても、担税力は保たれていると解される。また、事業所得や不動産所得で生じた赤字は損益通算が可能であることとの整合性から考えて、キャピタルゲインを考慮した2分の1課税の考え方を取り入れる必要はないものと考えられる。

青色専従者給与の形式的適用要件の見直し

4. 青色事業専従者給与を適用する場合の従事期間要件及び給与額の記載要件をなくすべきである。 (所法57, 所令165)

【理 由】

青色申告制度による適正な記帳がなされていれば、青色事業専従者の給与の適正性は担保される。したがって、まず青色事業専従者給与に関する形式的要件である、従事期間要件及び給与額の記載要件をなくすべきである。

なお、そもそも労務の対価として相当の金額であれば、当然に必要な経費に算入すべきであり、そのうえで恣意性を排除する措置を中長期的に検討すべきである。

早生まれの者に対する扶養控除等の適用の是正

5. 1月2日生まれから4月1日生まれの被扶養者に対する扶養控除・特定扶養控除の適用は、就学年での適用が認められるように措置すべきである。

(所法2①三十四, 三十四の二, 三十四の三)

【理 由】

いわゆる「早生まれ」に該当する人口は全体の約4分の1を占める。所得税は、暦年課税であり、扶養控除等の判定は、12月31日現在の年齢で判断する。そのため、「早生まれ」の者については、下記の表のとおりその適用が「早生まれ」でない者に比べて1年遅れることとなる。

また、高校3年あるいは大学4年で卒業し就職した場合には、「早生まれ」の者を扶養する者は、1年分の扶養控除等が受けられない。児童手当はこの点につき対応しており、所得控除においてもこれに対応すべきである。

この場合、1月2日から4月1日生まれの者を15歳（あるいは22歳）とみなすことで対応は可能である。

	中学校3年生卒業(X年3月)	高校1年生(X年12月末)	大学1回生(X3年12月末)	大学4回生卒業→就職初年度(X7年12月末)
4~12月生まれ		16歳	19歳	23歳
児童手当	→			
扶養控除	x	○	○	x
特定扶養控除	x	x	○	x
1~3月生まれ		15歳	18歳	22歳
児童手当	→			
扶養控除	x	x	○	x
特定扶養控除	x	x	x	x
				※大学卒業後就職したとして。
児童手当	中学校修了まで(15歳に到達の最初の年度末まで)			
扶養控除	その年12月31日現在の年齢が16歳以上			
特定扶養控除	その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人			

特定役員退職手当等における役員等勤続年数の見直し

6. 特定役員退職手当等に該当するかどうかの判定において、役員等勤続年数は、その年数に同一の法人における使用人としての勤続年数を合算して判定すべきである。

(所法30, 所令69, 69の2)

【理 由】

現行法では、例えば、使用人としての勤続年数が20年、役員に昇格した後の勤続年数が5年であれば、役員部分の退職金は特定役員退職手当等に該当し、2分の1課税の適用はない。

一方、使用人としての勤続年数が19年、役員としての勤続年数が6年であれば、役員部分の退職金として受け取った金額は、特定役員退職手当等には該当せず、2分の1課税の適用がある。

いずれも、同一の法人における勤務期間は25年であるにも関わらず、税負担が異なることには問題がある。

したがって、役員等勤続年数については、同一の法人における使用人としての勤続年数を合算して判定すべきである。

寄附金控除の見直し

7. 寄附文化の醸成のため、寄附金控除については次のように見直すべきである。

(1) 給与所得者については確定申告のみならず、選択により年末調整においても寄附金控除の適用を可能とすること。

(2) 寄附金控除の対象となる寄付を受けた者が発行する寄附金控除証明書の記載事項を統一すること。

(所法78, 190, 措法41の18~41の18の3)

【理 由】

寄附金控除制度は、その適用を確定申告に限るとしている。そのため、給与所得者であっても、寄附金控除を受ける場合には確定申告をしなければならない。

寄附金控除は、寄附をする環境をわが国に醸成するために設けられた制度である。したがって、給与所得者が年末調整においても寄附金控除を受けられる制度とすべきである。その場合、寄附金控除証明書の記載事項を統一する措置を講じることで、源泉徴収義務者の事務負担も緩和されるものと考えられる。

純損失・雑損失の繰越期間の延長

8. 純損失及び雑損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すべきである。 (所法70, 71)

【理 由】

平成23年度税制改正において、更正期間が5年となった。しかし、所得税法における純損失及び雑損失の繰越控除期間は3年である。これらの損失は所得がなければ控除できない。

更正処分を受けた際、その当時に繰り越していた純損失や雑損失を増差所得に充当できないことは納税者不利となる。

よって更正期間が5年となっていることに鑑み、純損失・雑損失の繰越期間を5年に延長すべきである。

9. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すべきである。
(措法 41 の 5, 41 の 5 の 2)

【理 由】

長期所有の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けるためには、①住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、② 買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることが要件となっている。

居住用財産の譲渡損失は、個人の生活を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものである。これに対して、制度上「住宅借入金等」要件を付しているが、この譲渡損は個人の生活において最優先で考慮されるべき生活基盤に生じた損失であり、本来、直ちに損益通算及び繰越控除の適用対象となるべきものである。

したがって、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すべきである。

年末調整制度の見直し

10. 給与所得者の個人情報保護の観点から、現行の源泉徴収制度は維持しつつ、障害者あるいは寡婦（夫）といった情報については、扶養控除等申告書への記載要件を緩和し、必ずしも年末調整による控除に限定せず、確定申告によって精算できるようにすべきである。
(所法 194①, 所規 73①)

【理 由】

扶養控除等申告書には個人情報を詳細に記載することになっている。

しかし、プライバシー保護の観点から、記載要件を緩和すべきである。これにより、各種所得控除の適用を受けなかった金額がある場合には、確定申告によって直接精算できるようにすべきである。

公営競技の払戻金の課税方法の検討

11. 公営競技の払戻金に対する課税方法として、源泉分離課税の採用を検討すべきである。
(所法 34)

【理 由】

公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）の払戻金は、通達によってこれまで一時所得として課税されてきた。一時所得の金額は、総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額、特別控除額を控除して算出され、いわゆる外れ馬券等の購入費用は必要経費とは認められなかった。しかしながら、インターネットの急速な普及等を要因に、社会情勢が大きく変わる中、外れ馬券等の取扱いが社会問題となっている。これに代表される事件が、平成 25 年 5 月 23 日大阪地裁判決である。

この判決が示すように、正しい所得の算定という所得税の趣旨から考えて、馬券等の購入方法によっては、外れ馬券等の必要経費性を認めることが必要であるかもしれない。しかしその一方で、例えばどのような購入方法であれば、外れ馬券等を必要経費と認めるのか、また、外れ馬券等を購入した者を課税庁が正確に把握できるのかといった問題もある。

そこで、これらの問題に対処するため、公営競技の払戻金については、源泉分離課税を採用し、払戻金の支払時に源泉徴収により課税関係を終了させることを検討すべきである。

II 法人税

受取配当等の益金不算入割合の引上げ

1. 受取配当等の益金不算入割合を引き上げるべきである。 (法法 23)

【理由】

平成 22 年度税制改正により、完全子法人株式等に係る受取配当等についてはその全額が益金不算入とされたが、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式等に係る受取配当等については改正されず、益金不算入割合は 50%のまま据え置かれている。

株主としての地位に基づいて分配される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが、受取法人側で課税されてしまうと同一の経済価値に対して二重に課税していることになる。

受取配当等の益金不算入制度は、このような二重課税を排除する趣旨で設けられているものであり、この観点から言えば、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式等に係る受取配当等についても、益金不算入割合を引き上げるべきである。

繰越欠損金の控除制限は慎重に検討すべきである

2. 繰越欠損金の控除制限は慎重に検討すべきである。特に中小法人等への制限はすべきでない。 (法法 57)

【理由】

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、平成 24 年度税制改正において、いわゆる大法人の繰越欠損金の控除限度額が 80%に制限されたところであるが、平成 27 年度税制改正において、さらなる制限が検討されるようである。

法人税率の引下げ等により、その財源を他に求めようとする趣旨であろうが、長期間赤字であった法人が単年度で黒字になったからといって、資金繰り等が容易に回復するものではない。特に中小法人等の場合、その傾向は顕著である。

このため、繰越欠損金の控除制限は慎重に検討すべきであり、特に中小法人等への制限はすべきでない。

試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間の延長

3. 試験研究費に係る税額控除制度については、繰越期間を延長するとともに、古い年度の繰越控除限度超過額から順次控除できるようにすべきである。 (措法 42 の 4)

【理由】

研究開発は、成果が現れるまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。しかし、現行制度では、支出事業年度の税額控除限度超過額の繰越期間が 1 年で打ち切られるため、税額控

除による研究開発の支援という目的が十分に達成されているとは言い難い。

また、資源の少ないわが国では諸外国との国際競争に勝つために研究開発が不可欠であるが、これを支援するはずの本制度そのものが、諸外国における繰越制度（イギリス：無期限、アメリカ：20年、中国：5年、韓国：5年）と比較しても短期間となっている。

したがって、税額控除限度超過額の繰越期間を少なくとも5年程度に延長するとともに、税額控除の順序については、古い年度の税額控除限度超過額から順次控除することによって、より一層、企業の研究開発を支援すべきである。

グループ法人税制における親族の範囲の見直し

4. グループ法人税制における親族の範囲は、民法上の親族概念を用いず、グループ法人税制の目的に即した範囲にすべきである。 (法令4①一)

【理由】

グループ法人税制における完全支配関係の判定において、一の者が個人の場合、その判定基準に、民法における親族の範囲（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）が用いられる。しかし民法の親族の範囲が、事業部制を採用した場合と事業部を100%子会社として分離させた場合との課税の公平性や中立性を確保するというグループ法人税制の趣旨に沿うものであるとはいえない。親族がそれぞれ支配する法人間であっても、ひとつのグループと認識するに適さない関係の法人もあり、そのような法人間にもグループ法人税制が適用されることは、かえって課税の公平性や中立性を阻害することになる。

したがって、グループ法人税制における親族の範囲は、その目的に即した範囲にすべきである。

グループ法人税制における買換えの圧縮記帳制度の見直し

5. 買換えの圧縮記帳に係る買換取得資産の範囲から、完全支配関係がある法人から取得した資産を除外すべきである。 (法法61の13, 措法65の7)

【理由】

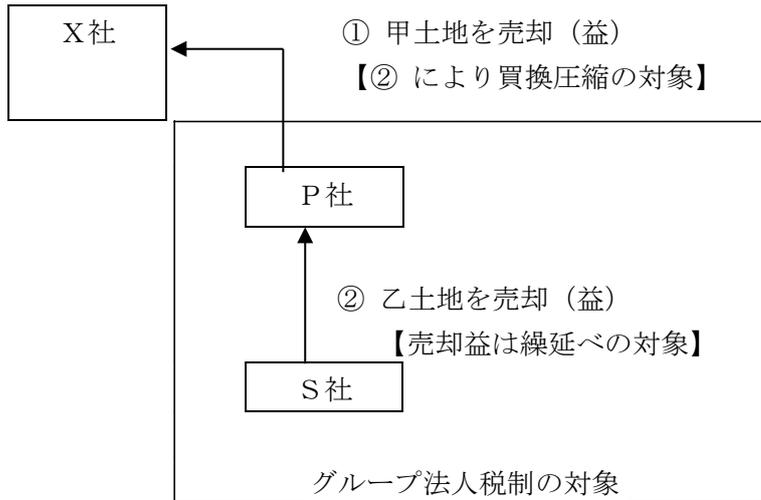
買換えの圧縮記帳制度は、取得資産の相手方について制限を設けていない。したがってグループ法人税制の適用を受ける法人が、グループ法人以外の第三者に一定の資産を売却し、完全支配関係のある法人から買換資産を取得した場合は圧縮記帳の対象となる。

このため、当初より代替資産を取得する予定が無くとも、資産の売却益について課税回避のため、完全支配関係のある法人から資産を取得して、買換えの圧縮記帳制度の適用を受けることが考えられる。

また、取得指定期間の経過による課税回避のため、完全支配関係のある法人から資産を取得することによる取得指定期間の形骸化も考えられる。

このようなグループ法人間の形式的な資産取得についてまで課税の繰延べを認めることは相当ではない。したがって、買換取得資産の対象から完全支配関係がある法人から取得した資産を除外すべきである。

【図解】



※ ② の取引は課税関係が出ず容易に実行できるため、① の譲渡益圧縮に利用可能

連結納税制度の改正

6. 連結納税制度について、次の改正をすべきである。

- (1) 連結子法人の範囲を広げること。
- (2) 新たに連結子法人となった場合における資産の時価評価を廃止すること。

(法法4の2,61の11)

【理由】

連結納税制度は、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組みである。この制度は、企業グループの実態に即した適切な課税を実現する、あるいは組織再編を促進することによりわが国企業の競争力を強化するという趣旨から導入されたものである。その趣旨に沿うため、以下の改正をすべきである。

(1) 連結子法人の範囲の拡大

連結子法人の範囲は、現状では連結親法人と完全支配関係にある法人のみである。

企業の事業再編をより行いやすくするため、現在の範囲から、例えば80%の持株割合までその範囲を緩和するといった、範囲の拡大を検討すべきである。

(2) 連結子法人の新規加入時における資産の時価評価の廃止

現状では、新たに連結子法人となった法人が一定の含み損益がある資産を保有している場合、連結納税加入直前事業年度において資産の時価評価を行い、評価損益を計上する必要がある。含み損益を連結所得に含めることを避けるための制度であるが、例えば連結納税加入後一定期間における特定資産の譲渡損益についての取扱いを定めれば、時価評価は必要ないものと思われる。そのため、連結子法人の新規加入時における資産の時価評価は廃止すべきである。

なお、新たに連結納税制度を導入する場合も同様とする必要がある。

外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度の見直し

7. 外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度について、次のように改正すべきである。

(1) 持株割合が100%の外国子会社からの配当等については、益金不算入額の制限措置を見直すこと。

(2) 外国子会社判定にかかる持株要件を緩和すること。 (法法23の2)

【理由】

平成21年度税制改正により、外国子会社から受ける配当等に係る益金不算入制度が創設され、わが国企業が海外で子会社を設立したことにより投資した資金を国内に還流させるための制度が整備された。

(1) 現行制度では、費用収益対応の観点から、配当等の額の5%を当該配当等に係る費用の概算経費として控除し、95%を益金不算入としている。

しかしながらこの制度は、海外に投資された資金をスムーズに国内に還流し、法人が再投資をする機会を創出し、国内経済を活性化させることを目的とする。その目的を達成するために、少なくとも外国子会社のうち持株割合が100%の外国子会社からの配当等については、全額益金不算入とすべきである。

(2) また、現行制度において、本規定の適用を受けるためには、外国子会社の発行済株式を25%以上保有することを要件としているが、外国子会社が所在する国によっては、出資制限があり、株式保有要件を満たせない場合があるため、当該国の出資制限や外国子会社株式の保有期間等を加味して、適用要件を緩和すべきである。

取立不能見込額の損金算入制度の創設

8. 公正妥当な会計処理基準に従って計上された取立不能見込額の損金算入を認めるべきである。

【理由】

平成23年度改正により、中小法人や一定のリース債権等を有する法人以外は貸倒引当金制度が廃止されたため、いわゆる一般事業法人については金銭債権の価値の減少を税務上評価する有効な手段がない。しかしながら、法人が、何らかの公正妥当な会計処理基準に基づいて、取立不能額を正当に見積もった場合にまで、法人税法上損金の算入を認めないことは不合理である。したがって、その場合にはその損金算入を認めるべきである。

ただ、現行では、取立不能見込額については、金融商品に関する会計基準28項及び金融商品会計に関する実務指針112、113項に示されているものの、この基準で、実務上精緻に算定できるかどうか定かではない。そこで、最終的には何らかの税務上の基準を作成すべきである。

また、それまでの間は当面の措置として、個別評価金銭債権に対する貸倒引当金を復活させるべきである。

退職給付引当金の損金算入

9. 退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

【理 由】

退職給付は企業が負うべき責任であり、その原因が生じた時期において適正な評価による負債を認識すべきことは、労働契約上、また会計上からは当然のことである。

よって、退職給付債務が企業の責任を認識するものであることを踏まえ、労働契約等によって支払条件が明確にされている場合には、退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

賞与引当金の損金算入

10. 賞与引当金の損金算入を認めるべきである。

【理 由】

賞与は支給月における費用ではなく各月に発生する未払費用としての性格を有しているとの観点から、企業会計においては賞与引当金を計上することとされている。また、多くの企業がその支給を就業規則等で定めている、あるいは継続的な支給実態があり、実質的に賞与の支給債務が確定した状態にあるとあってよい。

したがって、賞与引当金の損金算入制度を、早急に復活させるべきである。

Ⅲ 相続税

贈与税の連帯納付義務の見直し

1. 贈与税の連帯納付義務を見直し、贈与者が死亡した場合はその連帯納付義務は解除すべきである。 (相法 34④)

【理 由】

相続税における連帯納付義務については、平成 24 年度税制改正において、申告書の提出期限から 5 年の期限が設けられ、さらに、本来の納税義務者に対し延納の許可又は納税猶予がされた場合は、連帯納付の責めを負わないこととされた。

しかしながら、贈与税の連帯納付義務については見直されることなく、贈与者は受贈者が納付すべき贈与税額に対し無制限に連帯納付義務を負ったままである。確かに、贈与税が確実に徴収できない場合が生じると、贈与による相続税の回避を防止しようとする補完税の目的が達せられなくなる。

しかし、贈与者の死亡により、贈与税の連帯納付義務を贈与者の相続人が負うこととなる場合、相続により取得した財産以上の連帯納付義務を負う可能性がある。また、相続人以外の者に財産が贈与されその受贈者が贈与税を完納しなかった場合には、相続人はその受贈者の贈与税の連帯納付義務までも負うことになる。さらに、複数の贈与者から贈与を受けている場合等、各贈与者があらかじめ想定しえない連帯納付義務を負う可能性もある。

このような不合理な状況を解消するため、贈与税の連帯納付義務については、贈与者が死亡した場合にはその責めを負わないこととすべきである。

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである。（措法 70 の 2 の 2）

【理 由】

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、平成 25 年度税制改正において、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを目的として導入された制度である。

確かにこの制度は、一部報道では相当な資金の移動があったようであり、一定の経済効果があったのかもしれない。しかし、扶養義務者相互間において教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、もともと贈与税の非課税財産とされており、あえてこのような税制を取り入れる必要はないはずである。これに加えて、この制度には次のような問題があり、少なくとも平成 27 年をもってその措置を終了すべきである。

- (1) 資産のある者の子孫により高度な教育を受けさせることになり、教育の機会均等を阻害するおそれのあること
- (2) 資産のある者に限ってこの制度が利用できるため、格差の拡大をかえって助長するおそれのあること
- (3) 金融機関等の過剰な広告・勧誘により、教育現場あるいは子どもに悪影響を及ぼすおそれのあること
- (4) 最長 30 年間租税債務が確定しないこととなるが、そのような不安定な状態に納税者をおくことに問題があること

IV 消費税

納税義務の判定の見直し

1. 消費税の免税点制度をなくし、原則としてすべての事業者を納税義務者（課税事業者）とすべきである。またそれに伴い、次の点を見直すべきである。

- (1) 基準期間及び特定期間を廃止すること。
- (2) その課税期間における課税売上高が 1,000 万円以下の個人事業者については、選択により申告を不要とする制度を創設すること。消費税率が引き上げられた場合には、申告が不要となる課税売上高を見直すこと。（消法 2①十四, 9, 9 の 2, 12 の 2）

【理 由】

現行では、小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面の配慮から、一定以下の小規模事業者については納税義務を免除する規定を設けているが、この制度により、小規模零細事業者以外の納税義務も免除されるといういわゆる益税問題が惹起される。

消費税は国民に広く薄く負担を求めるものであるから、本来消費者が負担した消費税はすべて国庫に納入されるべきであって、益税を発生させるべきではない。

消費税創設から 25 年を経過し本制度も定着したことから、本来の消費税の趣旨に沿い、消費税

の事業者免税点制度をなくし、原則として、すべての事業者を納税義務者（課税事業者）とすべきである。またそれに伴い、以下の点を見直すべきである。

(1) 納税義務の有無を判定する基準期間及び特定期間を廃止すべきである。近年の改正により、納税義務の判定が複雑になっている（基準期間における課税売上高、特定期間における課税売上高〈支払給与額〉、期首資本金の額、出資者の持分比率）ことを考慮すれば、これらを廃止することにより、より簡素な税制に移行することが可能となる。

(2) 法人は営利を目的として設立されており、小規模であるからといって納税義務を免除する必要はない。そうすると配慮されるべきは、小規模な個人事業者だけとなる。その対応として、その課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、選択により申告を不要とする制度を創設すればよい。なお、簡易課税制度の判定も、当課税期間の課税売上高で判定することとし、基準期間そのものを廃止すべきである。

この場合において、消費税率の引上げが行われれば、いわゆる益税額の増加が予想されるため、申告不要とする課税売上高の引下げを同時に検討すべきである。

免税取引の範囲の見直し

2. 非課税取引のうち、医療・福祉・教育関連の取引を免税取引（いわゆるゼロ税率）とすべきである。 (消法 6, 7, 別表第一, 別表第二)

【理由】

消費税の非課税取引には、医療・福祉・教育関連の取引が含まれている。これらの取引が非課税とされているのは一般には社会政策的配慮に基づくものと理解されている。

一方、消費税の仕入税額控除制度は非課税取引のために行った課税仕入れ等については原則として仕入れに係る消費税額を控除することを認めていない。このため、非課税取引を行う事業者は、最終消費者ではないにもかかわらず、その控除できない仕入れに係る消費税相当額を、実質的に負担する結果となる。特に医療・福祉の分野では、消費者への対価を自由に決定することはできないから、事業者はその負担を甘受せざるを得ない。

今後の税率引上げに伴いこれらの問題はさらに大きくなり、消費税が事業者の経営を圧迫することとなる。したがって、非課税取引のうち、社会政策的配慮に基づくものとされている医療・福祉・教育関連の取引については免税取引（ゼロ税率）とし、これらの取引のために行った課税仕入れ等について仕入税額控除を可能とすべきである。

電子商取引についての消費税の取扱いの明確化

3. 国外事業者によるインターネットを介した、国内向けの電子書籍配信等の電子商取引については、消費地課税主義の見地から国内取引とすべきである。 (消法 4③, 消令 6②)

【理由】

国外事業者が国内向けに電子書籍等のデジタルコンテンツを配信するような取引を行った場合、国外取引として消費税の課税対象外とされている。このため国外事業者が、同種のデジタルコンテンツを配信する国内事業者に対して価格上の優位に立ち、事業者間の競争中立性を阻害する結果となっている。

したがって、このような電子商取引についての国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の所在地により行うこととし、国外事業者からのデジタルコンテンツの配信も国内取引として消費税の課税対象とすべきである。

なお、課税対象とした場合の課税方法については、制度の実効性、執行の容易性を考慮して検討すべきである。

仕入税額控除の適用関係の整備

4. 仕入税額控除については、全額控除となる課税期間においても個別対応方式を選択できるようにすべきである。 (消法 30①②, 消法 33)

【理 由】

課税期間における課税売上高が5億円以下であり、かつ、課税売上割合が95%以上である課税期間については、仕入に係る消費税額の控除は自動的に全額控除となる。

また、全額控除とされた課税期間に取得等した調整対象固定資産については、課税売上割合が著しく変動した場合の仕入に係る消費税額の調整の規定の適用対象とされている。このため、課税業務用の調整対象固定資産を取得等した場合においても、この調整の適用を受けることになる。

しかし、課税業務用の調整対象固定資産については、課税売上割合とは関わりなく、課税仕入れ等の税額が全額控除されるべきであり、調整の対象とすべきではない。したがって、全額控除となる課税期間においても個別対応方式を選択できるようにすべきである。

消費税の還付スキーム対策の対象となる調整対象固定資産の範囲の見直し

5. 新設事業者のマンション建築等に係る消費税の還付スキーム対策については、対象となる調整対象固定資産の取得価額や種類を限定すべきである。 (消法 9⑦, 12の2②③, 12の3③, 37②③)

【理 由】

平成22年度税制改正で、いわゆるマンション建築等に係る消費税の還付スキームに対し、課税事業者選択事業者及び新設法人が調整対象固定資産を取得した場合には、当該資産取得後3年間は課税事業者を強制し、簡易課税制度の適用を認めないという制度が設けられた。さらに平成25年度税制改正において、特定新規設立法人が調整対象固定資産を取得した場合にも同様の取扱いとする制度が設けられた。

しかし、これらの制度は還付スキームに関係のない設備投資を行った場合にも適用されることから、課税売上高が僅少な小規模事業者等への影響は多大である。

そもそもこれらの制度の趣旨は、本来は控除対象とならない賃貸マンション等の取得に係る消費税額を控除対象とすることにより還付を受けるケースに焦点をあてたものであるから、小規模事業者等の通常の設備投資については、制度の対象外とする措置を講ずるべきである。具体的には、本制度の適用を調整対象固定資産の合計額が一定の金額を超える場合に限定するか、対象となる調整対象固定資産の種類を居住用賃貸建物など還付スキームの可能性が考えられるものに限るべきである。

6. 簡易課税制度については、みなし仕入率を大幅に引き下げるべきである。

(消法 37, 消令 57)

【理 由】

簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納税事務の負担を軽減する措置として設けられた仕入税額控除の特例である。ただこの制度には、平成 24 年 10 月 4 日会計検査院報告で「多くの簡易課税制度適用者において、簡易課税制度の適用により事務負担に配慮され事務の簡素化が図られた上に、納付消費税額が低額となっていて、いわゆる益税が生じている状況となっていた」と指摘されたとおり、原則課税に比して税負担が軽くなりやすいといった弊害がある。

平成 26 年度税制改正では、この指摘を受けて、一部の業種のみなし仕入率の引下げが行われたが、消費者が税を負担するという本来の消費税のあり方から考えれば、改正されたとはいえ、なお簡易課税制度は適切であるとはいえない。そこで、この制度を選択した事業者が、納付税額で有利にならないところまで、みなし仕入率を大幅に引き下げるべきである。

消費税の滞納防止策

7. 消費税の滞納を防ぐため、任意の中間申告の納付回数を増やす等の措置を講ずるべきである。

(消法 42)

【理 由】

平成 26 年 4 月からの消費税率改正に伴い、事業者が納付する消費税は、理論上その額が 1.6 倍になる。平成 24 年度の消費税の滞納額は国税分だけでも 3,960 億円であるため、消費税率の引上げ後は、その滞納額も当然大幅に増加することが予想される。

消費税は、すべての国民が負担する税であり、滞納額が増加することは許されないとわざるを得ない。一方で、一時に多額の納税資金を拠出することが困難な事業者が相当数いることも我々は認識している。

平成 25 年度税制改正において、直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円以下の事業者の任意の中間申告が認められることとなったが、これに該当する者以外の改正はない。そこで、これらの問題に対応するため、任意の中間申告の納付回数を増やす等の措置を講ずるべきである。

V 地方税

1 住民税

道府県民税の均等割二重課税の廃止

1-(1) 二重課税となっている次の制度を廃止すべきである。

- ① 個人の道府県民税均等割の重複（二重）課税を廃止すること。 (地方法 24)
- ② 政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。 (地方法 24, 737)

【理 由】

- ① 地方税法第 24 条では、法人に対しては、同一道府県内の異なる市町村に事務所等を有する場合であっても一の道府県民税均等割が課されるのに対し、同一道府県内の異なる市町村に住所と事務所を有する個人には、それぞれの市町村ごとに道府県民税均等割が課されることになる。しかし、同一道府県内においては、個人・法人の形態の如何を問わず、その負担の仕組みは同一とすべきである。一人の個人に対して、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税であり、事業規模、均等割金額等を理由に許されるものではない。

よって、同一道府県内に住所と事務所等を有する個人に対しては、その住所を有する市町村においてのみ、道府県民税均等割を課すべきであり、二重課税を改めるべきである。

- ② 地方税法第 737 条は、政令指定都市の区を東京都の特別区と同様に市とみなし、道府県民税、市町村民税に関する規定を準用している。

東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権を持つ。これに対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものであり、法人格も課税自主権も無い。

両者を比較すれば、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課税することの根拠は見出し難い。政令指定都市の区を市とみなす規定は廃止すべきである。

法人住民税の均等割に係る資本金等の額の見直し

1-(2) 法人住民税の均等割額の算定にあたり、その基準となる資本金等の額は、法人税法に規定する資本金等の額から資本の欠損の補てんのために減少した金額を控除した金額とすべきである。 (地方法 52, 312)

【理 由】

法人住民税の均等割は、「資本金等の額と従業者の数」により段階的に増加する。これは、法人の事業規模に応じた負担を求める趣旨と考えられる。

前者の資本金等の額は、法人税法第 2 条 16 号に規定する「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」である。したがって、資本の欠損を補てんするため、資本金又は資本準備金の額を減少させた場合であっても、従前の均等割額が課税される。

これに対して、後者の従業者の数は、人員削減等により法人の事業規模が縮小した場合は、そ

れに応じた負担となるように規定されている。

一般に、獲得した利益によって損失の補てんを行うことが困難であると判断した場合に、資本金又は資本準備金の減少による損失処理が行われるものであることを考慮すると、それに至るまでに、法人の事業規模は実質的には縮小しているものと考えられる。

したがって、法人の事業規模に応じた税負担を求める趣旨から鑑みると、法人住民税の均等割額の基準となる資本金等の額から、資本の欠損の補てんのために減少した資本金の額及び資本準備金の額を控除すべきである。

2 事業税

個人事業税における事業主控除額の引上げ

2. 個人事業税における事業主控除額（現在 290 万円）を 400 万円程度に引き上げるべきである。 (地方法 72 の 49 の 14)

【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれている。個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して、事業主の給与相当分には事業税を課さないことを目的とするものである。

国税庁が発表している民間給与実態調査によると、一年を通じて勤務した給与者の平均給与額は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	平均給与額
平成 13 年分	4,540
平成 14 年分	4,478
平成 15 年分	4,439
平成 16 年分	4,388
平成 17 年分	4,368
平成 18 年分	4,349
平成 19 年分	4,372
平成 20 年分	4,296
平成 21 年分	4,059
平成 22 年分	4,120
平成 23 年分	4,090
平成 24 年分	4,080

公表されている直近 12 年分においては減少傾向にあるものの平均給与額 400 万円を下回った年度はない。それにもかかわらず、事業主控除額（現行年 290 万円）は、平成 11 年度改正以後見直しが行われていない。個人事業税における事業主控除の制度は、事業主報酬の給与相当額分には事業税を課さないことを目的とするものであるから、この調査の平均額を踏まえ、事業主控除の額は、少なくとも 400 万円程度に引き上げるべきである。

3 固定資産税

固定資産税額の税額計算の明示

3-(1) 固定資産税の課税明細書には次のことを記載すること。

- ① 税額の計算過程
- ② 共有者ごとの持分

【理由】

固定資産税の課税明細書には、負担調整措置による課税標準額の計算過程が明示されておらず、固定資産税評価額と算出される税額との関係が納税者には理解しにくい。このため固定資産税の税額計算の過程を課税明細として通知し、各納税者が税額算出の根拠と過程とを検証できるようにすべきである。

また共有者がいる場合には、各人の氏名及び持分を記載し、共有者ごとの負担額が算定できるようにすべきである。

償却資産に係る固定資産税の見直し

3-(2) 償却資産に係る固定資産税について次のように改めるべきである。

- ① 免税点を 300 万円（現行 150 万円）程度に引き上げること。 （地方法 351）
- ② 評価額の最低限度額は 1 円とすること。 （固定資産税評価基準）
- ③ 申告期限を 1 か月程度延長すること。 （地方法 383）
- ④ 免税点以下の場合には申告不要とすること。

【理由】

- ① 設備投資を税制で一層支援するとともに、小規模事業者の事務負担を軽減するために、償却資産に係る固定資産税の免税点を 300 万円程度に引き上げるべきである。
- ② 平成 19 年度税制改正により国税においては 1 円（備忘価額）までの減価償却が可能となった。償却資産にかかる固定資産税の評価額についても、設備投資促進のため評価額の最低限度額を 1 円とすべきである。
- ③ 1 月は年末調整などで事業者の事務負担が増大する時期である。1 月 1 日現在の資産の所有状況や耐用年数などを調査して 1 月 31 日までに申告するということは、事業者には相当な負担を強いることになる。従って、その期間を 1 か月程度延長することによってその負担を緩和すべきである。
- ④ 現在の制度では、対象資産を所有する者には、すべて申告義務が課されている。しかしながら、これらの者の事務負担及び税務行政の執行コストの面から考えると、免税点以下の場合には、申告を不要とする措置を採るべきである。

固定資産税における家屋の評価方法の見直し

3-(3)

- ① 家屋の評価について、経年減点補正率を見直し、残存価額を5%程度にまで引き下げるべきである。
- ② 家屋の評価について、再建築価格方式を改めるべきである。

【理由】

- ① 家屋に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格は、総務大臣の定める固定資産評価基準に基づき、再建築費（価格）を基準として評価する方法（再建築価格方式）によって評価される。再建築価格方式とは、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その家屋の評価額を求めるものであり、下記の算式で表される。

家屋の評価額	=	単位当たり 再建築費	×	経年減点 補正率	×	床面積	×	評点一点当たり の 価 額
--------	---	---------------	---	-------------	---	-----	---	------------------

ただし、上記により算出された価額が、前年度の評価額を上回る場合には、前年度の評価額が据え置かれることとなる。

建築後の経過年数に応じた減価は経年減点補正率により考慮されることとなるが、この経年減点補正率は最小値で0.2である。つまり、建築後、相当期間経過した家屋であっても、残存価額を20%とした非常に高い評価額となる。減価償却資産であるにもかかわらず、家屋の評価額が高い水準で推移することは、納税者の納得が得られない。したがって、家屋の評価について、経年減点補正率を見直し、最小値を0.05程度にまで引き下げるべきである。

- ② 物価上昇期には再建築価格方式による評価額が前年度の評価額を上回り、前年度の評価額が据え置かれることが多くなる。しかし、減価償却資産である家屋の評価額が減価しないことは、やはり納税者の納得が得られない。したがって家屋の評価について、再建築価格方式を改め、当初の評価額に経年減価を考慮した評価方法に見直すべきである。

4 その他

事業所税の廃止

4. 事業所税は廃止すべきである。

(地方法 701 の 30)

【理由】

事業所税は、大都市地域への企業の集中とそれに伴う人口の集中によって生ずる都市環境の整備及び環境改善に関する事業に要する費用に充てるため、大都市地域における行政サービスと事業活動との受益関係に着目し、指定都市等で事業を行う法人又は個人に対し課税されるものである。しかしながら、導入時の昭和50年と比較し、近年では都市環境は十分に整備されたと考えられる。よって、事業所税の目的は達成されており、この制度は役割を終えたと言える。

また、事業所税の課税標準は、床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっており、課税の合理性を欠くものである。よって、事業所税は早急に廃止すべきである。

VI 税務行政

電子商取引における課税の適正化

1. 電子商取引について次のような措置を講じるべきである。
- (1) 一定額以上の電子商取引については、仲介業者にその内容を税務署等に報告する義務を課すこと。
 - (2) 電子商取引に係る附帯税を強化すること。

【理 由】

インターネットでの取引は、その匿名性が高いため、事業者が個人を装い取引をするケースが見受けられる。それぞれの取引を調べ、課税することは困難であるが、仲介業者は各取引に対して課金を行うため、取引金額などを把握している。よって課税漏れを防ぐ措置として、仲介業者に、年間で一定額以上の取引を行っている者を税務署等に報告する義務を課すべきである。また、電子商取引に係る課税漏れについては、附帯税を強化するなどして厳格に対応すべきである。

電子申告の利便性の向上施策

2. 電子申告に関して、次のような措置をすることにより、納税者の利便性を図るべきである。
- (1) 国税電子申告の受付時間を平日以外にも利用できるように拡大すること。
 - (2) 地方税ポータルシステム（eLTAX）の受付時間を国税電子申告と同様に拡大すること。
 - (3) 休日でも申告書の作成等の作業は可能となるようにすること。

【理 由】

納税者の利便を考えると、現在の国税電子申告及び地方税ポータルシステムの受付時間は不十分と言える。したがって、受付時間のさらなる延長や、休日での利用を可能とすべきである。少なくとも、申告書の作成、データの受取り、メッセージボックスの確認といった作業は、いつでも可能となるよう、システムを変更すべきである。

個人番号制度の導入にあたって整備すべきこと

3. 個人番号制度については、特定個人情報の管理体制を確立したうえで、その管理には十分配慮すべきである。

【理 由】

特定個人情報は、その取扱いを誤れば、プライバシー権を侵害することとなる。したがって、その取扱いについては、責任部署を明確にし、厳格な管理体制を構築しなければならない。そのうえで、以下の点についても、速やかな対応が望まれる。

- (1) 可視化や名寄せについて、官民にかかわらず番号取扱者による情報漏洩やプライバシーの問題への対応を盤石とすること
- (2) 番号制度の開始準備、施行に伴い、過度の業務負担がかからないよう配慮すること
- (3) 税の透明性を基に、生活保護機能等社会保障制度への活用及び改善を行うこと
 - ① 分離課税となっている利子所得や申告不要の配当所得の把握
 - ② 相続登記がされていない不動産の現実所有者の把握及び登記の整備

VII 印紙税

印紙税の見直し

印紙税の課税文書の対象・範囲を見直すべきである。

(印法 2, 4)

【理 由】

印紙税の課税文書の中には、課税物件の区分が明確でないものが多い。印紙税収入は約 6,000 億円の重要な財源であることを考えると廃止は容易ではないが、少なくとも、納税義務者が容易に区分できる文書に限定する、あるいは一定金額以上の取引文書に限定するといった措置が必要である。

平成 27 年度税制改正に関する意見書

平成 26 年 3 月 18 日

近畿税理士会

作成担当 近畿税理士会・調査研究部

〒540-0012

大阪府中央区谷町1-5-4

TEL 06-6941-6886

FAX 06-6942-2182

ホームページ <http://www.kinzei.or.jp>

税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第 49 条の 11 および第 49 条の 15 によって、税制および税務行政に対して建議できると規定されております。

つまり、税理士が税制に対して意見を表明することは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことであるといえます。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、この意見書は、日本税理士会連合会において各税理士会の意見書を総括した建議書となり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局をはじめ関係各方面に提出され、改正に至った項目も少なくありません。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、F A X、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

■提出先 近畿税理士会・制度研究課

- F A X 06-6942-2182
- 郵 送 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
- 電子メール BCB10706@nifty.com

※ F A X・郵送の場合は、前頁の罫紙を適宜ご利用ください。